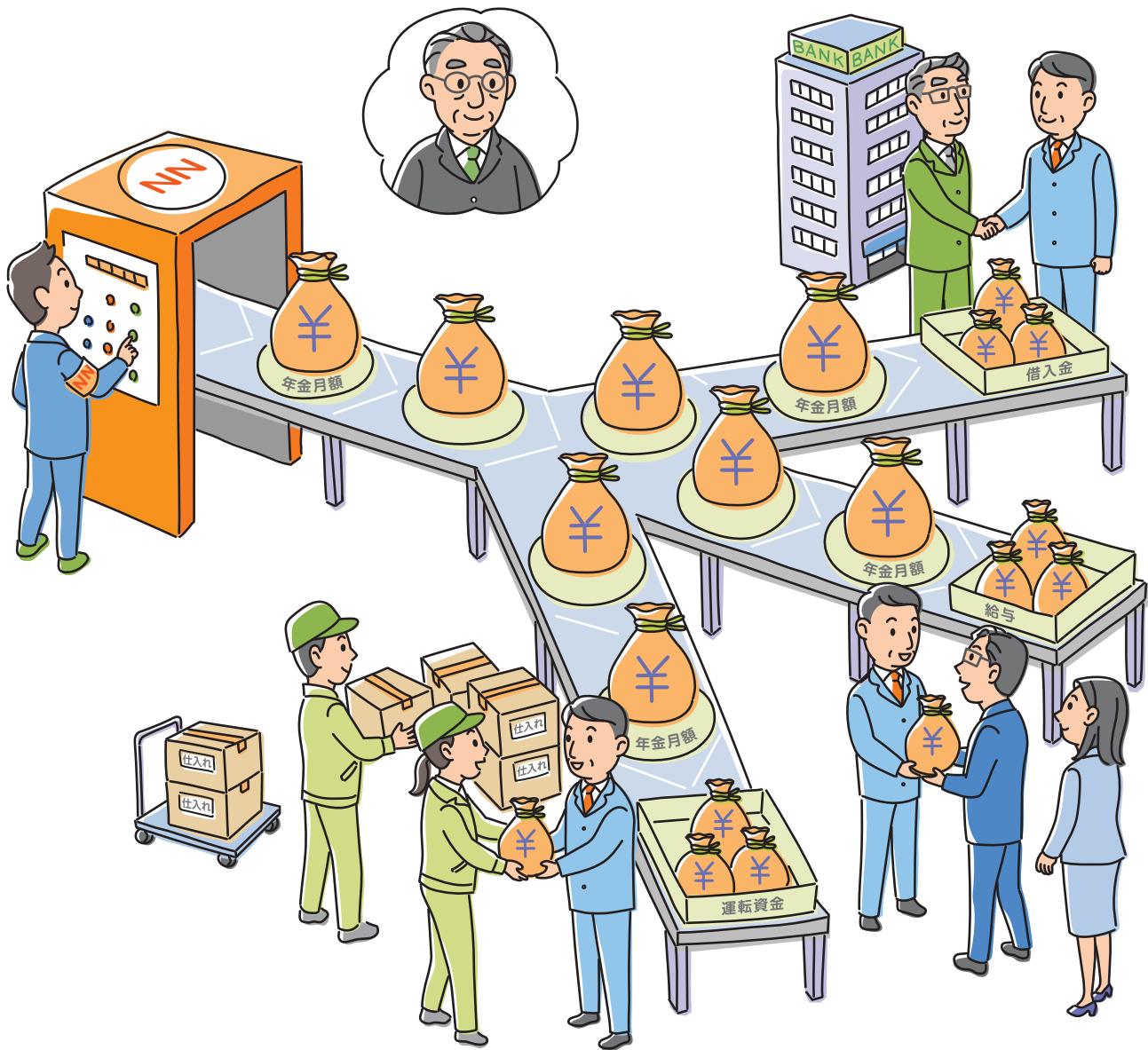


収入保障保険

無解約返戻金型収入保障保険

万一のとき、毎月の資金サポートで会社をまもる



動く！話す！解説動画付きの「デジタルパンフレット」

URL <https://nnlife.link/nip/2405/>



【ご契約例】

50歳 男性 保険期間／保険料払込期間：15年 保証期間：2年 年金月額：61万円 月払保険料(口座振替)：25,925円

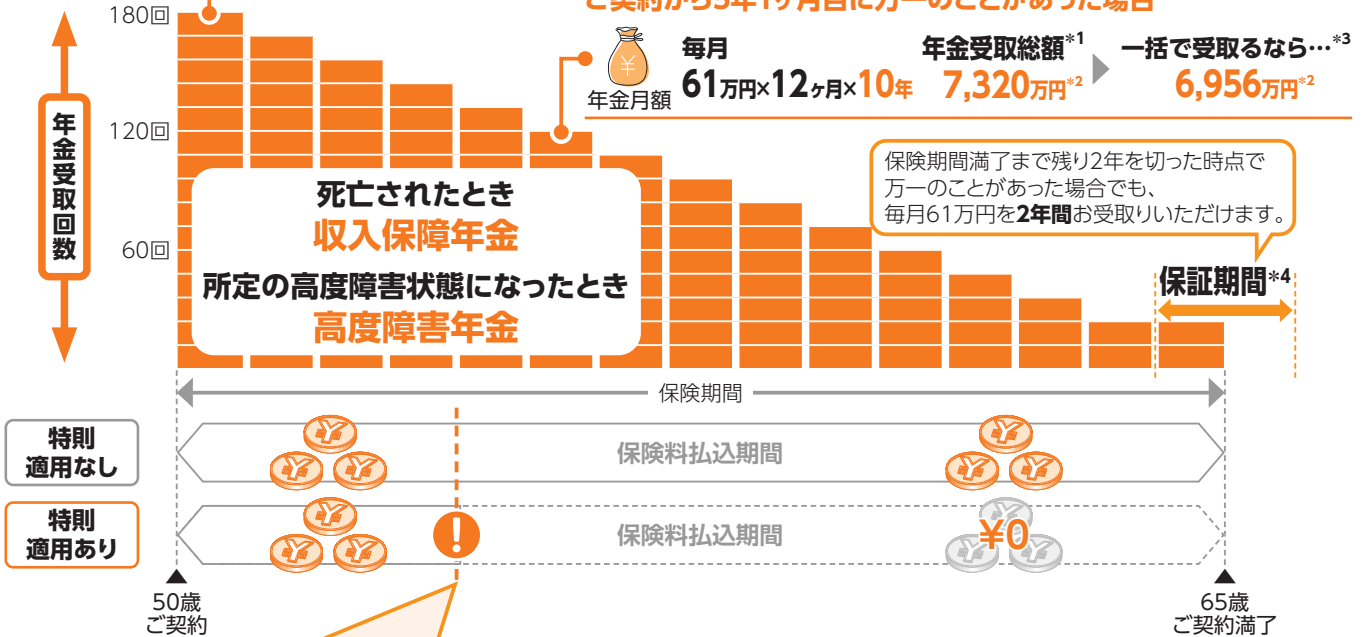
ご契約から1ヶ月目に万一のことがあった場合

年金月額 毎月 61万円×12ヶ月×15年 年金受取総額*1 10,980万円*2 一括で受取るなら...*3 10,123万円*2

ご契約から5年1ヶ月目に万一のことがあった場合

年金月額 毎月 61万円×12ヶ月×10年 年金受取総額*1 7,320万円*2 一括で受取るなら...*3 6,956万円*2

※イメージ図



特則
1

特定疾病保険料払込免除特則

3大疾病になったとき、以後の保険料は不要です！

主契約 + 特則

こんなとき...



初めてガン(悪性新生物)*5と診断されたとき



急性心筋梗塞または脳卒中で手術を受けたとき



急性心筋梗塞で初診日から60日以上労働制限が続くとき



脳卒中で初診日から60日以上言語障害や麻痺などが続くとき

以後の
保険料負担なく、
保障を継続！



保険料免除

*1 年金受取総額は、表示された保険年度始に死亡・高度障害状態となられた場合の金額です。

*2 万円未満は切捨てて表示しています。

*3 未払年金現価の一括受取りも可能です。全部を一括受取りしたときは、ご契約は消滅します。

*4 保険料逡減払込方式に関する特則を適用した場合、保証期間はありません。

*5 「上皮内新生物」および「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌」はのぞきます。また、ガンの保障は、ご契約の責任開始の日からその日を含めて91日目から開始します。

※死亡・所定の高度障害状態になられたときに第1回年金をお支払いし、以後第1回年金支払日の月単位の応当日に毎月年金をお支払いします。

※収入保障年金と高度障害年金は重複してお支払いしません。

※この保険には保険期間を通じて解約返戻金はありません。

※特定疾病保険料払込免除特則は、免除事由に該当したとき、以後の保険料の払込が不要になる特則です。

※特定疾病保険料払込免除特則を適用した場合、保険料はこの特則を適用しない場合に比べ高くなります。また、災害割増特約、新特別条件特約を付加することはできません。

※特定疾病保険料払込免除特則のお取扱いについてはエヌエヌ生命所定の制限があります。免除事由など特則について詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

特則 2

保険料逡減払込方式に関する特則

保険料負担を徐々に減らせる方法があります。

主契約

特則

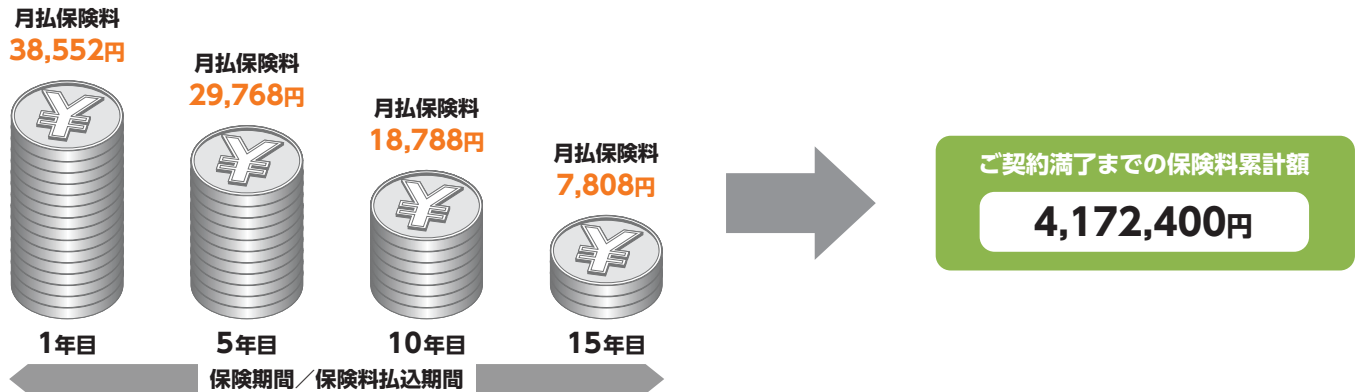
保険料逡減払込方式に関する特則 の適用を選択された場合（逡減払）

※イメージ図

保険料が契約後2年目から、**毎年減っていきます。**

最後の1年間の保険料は、1年目の保険料の20%ほどの金額になります。

●P2のご契約例に特則を適用した場合



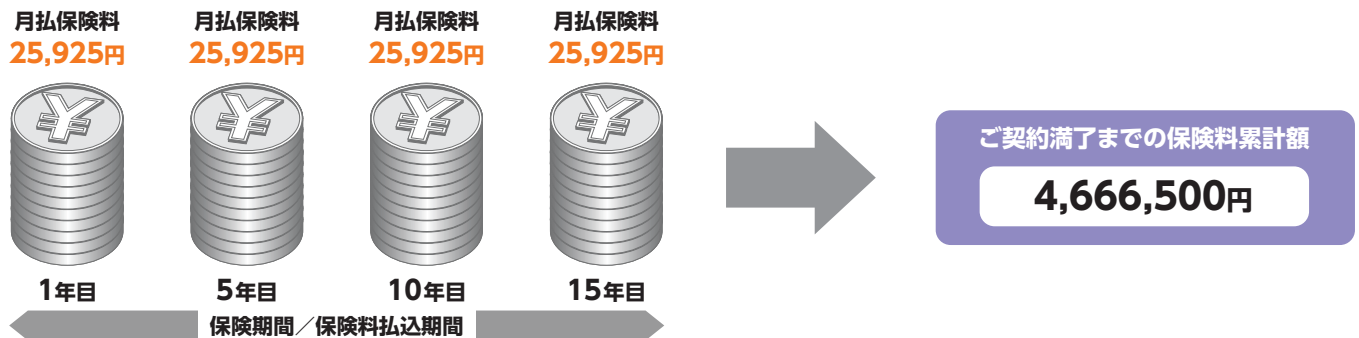
※この特則を適用した場合、保証期間はありません。

※お取扱いについてはエヌエヌ生命所定の制限があります。

定額の保険料負担 を選択された場合（平準払）

保険料が**保険料払込期間を通じて変わりません。**

●P2のご契約例の場合



参考 税務のお取扱いについて

P6の注意事項を必ずご確認ください。

【ご契約形態】 ご契約者：法人 被保険者：役員 保険金受取人：法人

※イメージ図

- 最高解約返戻率が50%以下の場合、保険期間を通じて保険料は全額損金算入となります。
(法人税基本通達9-3-5)

最高解約返戻率が50%以下の場合



- 毎月年金を受取った場合、年金は受取りのつど、雑収入として益金に算入します。
※年金を一括で受取った場合、全額(年金現価)を雑収入として益金に算入します。

●保険料 月払(口座振替扱)

●保険料負担を定額にしたい方は…

【ご契約例】 保険期間／保険料払込期間：15年 保証期間：2年 保険料払込方式：平準払

年齢	男性		女性	
	年金月額50万	年金月額100万	年金月額50万	年金月額100万
30歳	6,350円(1,143,000円)	11,000円(1,980,000円)	5,250円(945,000円)	8,900円(1,602,000円)
40歳	10,550円(1,899,000円)	19,400円(3,492,000円)	8,200円(1,476,000円)	14,700円(2,646,000円)
50歳	21,250円(3,825,000円)	40,800円(7,344,000円)	14,300円(2,574,000円)	26,900円(4,842,000円)
60歳	46,650円(8,397,000円)	91,600円(16,488,000円)	24,200円(4,356,000円)	46,700円(8,406,000円)

●保険料負担を徐々に減らしたい方は…*

【ご契約例】 保険期間／保険料払込期間：15年 保証期間：なし 保険料払込方式：遞減払*

年齢	男性		女性	
	年金月額50万	年金月額100万	年金月額50万	年金月額100万
30歳	10,600円(1,146,600円)	19,500円(2,110,800円)	9,050円(979,800円)	16,400円(1,776,000円)
40歳	16,550円(1,792,200円)	31,400円(3,400,800円)	13,250円(1,431,600円)	24,800円(2,680,800円)
50歳	31,600円(3,420,000円)	61,500円(6,652,800円)	21,900円(2,367,000円)	42,100円(4,554,000円)
60歳	66,950円(7,245,000円)	132,200円(14,304,000円)	35,700円(3,864,000円)	69,700円(7,544,400円)

* 保険料遞減払込方式に関する特則を適用した場合

※()外に記載の保険料は保険料遞減払込方式に関する特則を適用した場合の初年度の月払保険料です。

●3大疾病になったとき、以後の保険料負担なしで保障を継続したい方は…

【ご契約例】 保険期間／保険料払込期間：15年 保証期間：2年 保険料払込方式：平準払

年齢	主契約 ⊕ 特定疾病保険料払込免除特則			
	男性		女性	
	年金月額50万	年金月額100万	年金月額50万	年金月額100万
30歳	6,605円(1,188,900円)	11,440円(2,059,200円)	5,520円(993,600円)	9,360円(1,684,800円)
40歳	11,140円(2,005,200円)	20,490円(3,688,200円)	8,870円(1,596,600円)	15,900円(2,862,000円)
50歳	23,340円(4,201,200円)	44,810円(8,065,800円)	15,875円(2,857,500円)	29,860円(5,374,800円)
60歳	55,140円(9,925,200円)	108,270円(19,488,600円)	27,520円(4,953,600円)	53,110円(9,559,800円)

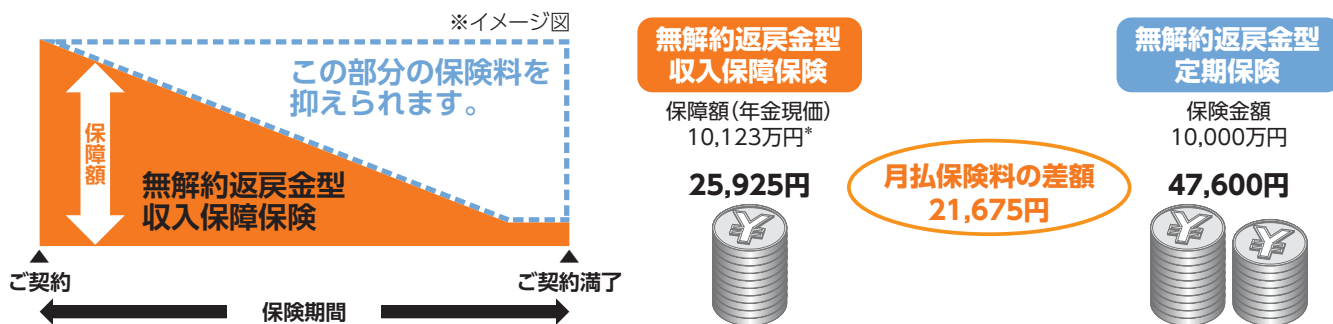
※()内はご契約満了までの保険料累計額となります。

※上記以外の保険料については、募集代理店までお問い合わせください。

参考 収入保障保険の保険料について

保険期間の経過とともに保障が減っていくので、その分保険料が安くなります。

<50歳男性・保険期間15年で比較した場合(月払保険料(口座振替扱))>



*年金現価による一括受取額です。万円未満は切捨てて表示しています。

※上記は契約年齢、性別、保険期間、保険料払込期間を同一、保険料払込方式を平準払とし、無解約返戻金型収入保障保険の契約時の一括受取額(年金現価)と、無解約返戻金型定期保険の保険金額が同程度となるよう比較しています。なお、無解約返戻金型定期保険と無解約返戻金型収入保障保険の保険料払込期間は保険期間と同一となります。

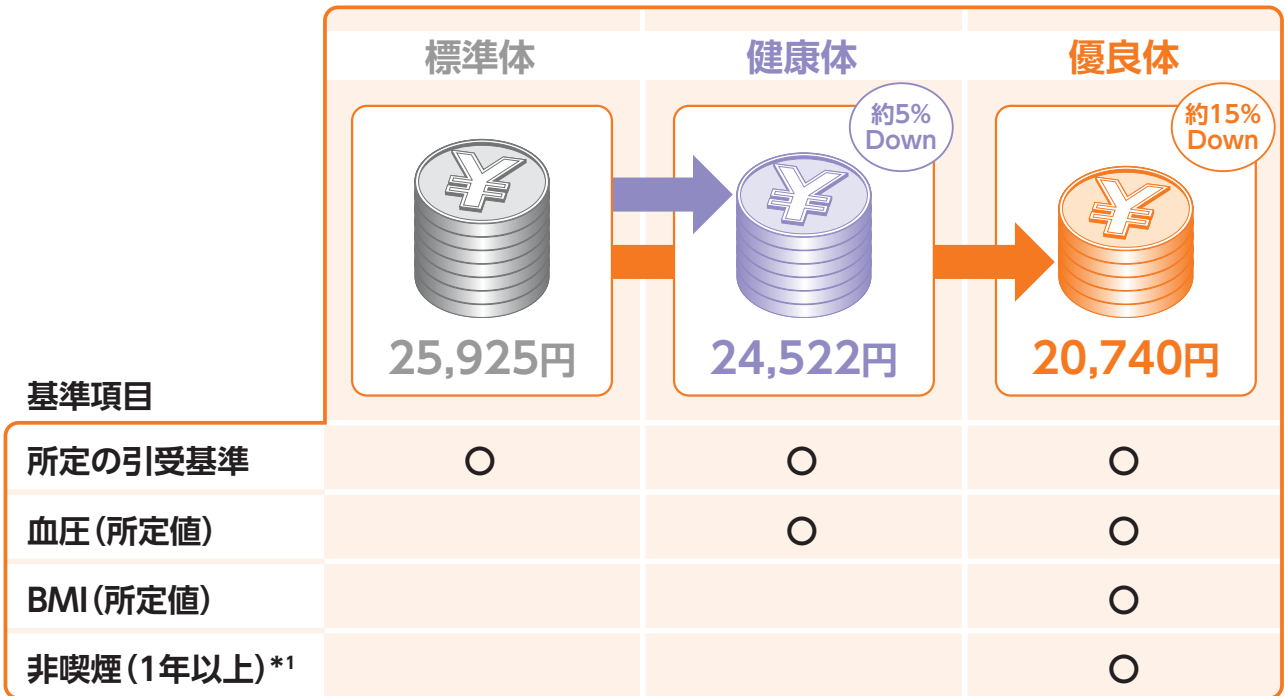
割引 1

優良体料率適用特約(以下優良体)、健康体料率適用特約(以下健康体)
健康状態により、保険料が割引になることがあります。

主契約


【ご契約例】 50歳男性 保険期間/保険料払込期間：15年 保証期間：2年 年金月額：61万円
保険料払込方法：月払(口座振替扱)

※イメージ図



血圧の所定値*2


最小血圧 (mmHg)	最大血圧 (mmHg)
90未満	140未満



BMIの所定値

18.0 ≤ BMI ≤ 27.0

BMI(ボディ・マス・インデックス)とは身長と体重のバランスを判断する指標のひとつで、次の数式により算出される数値をいいます。
BMI=体重(kg) / {身長(m)}²



*1 喫煙に関する告知および所定の検査にて判定いたします。
*2 高血圧治療中の方を除きます。また、健康体料率適用特約においては、39歳以下の方の最大血圧は130未満とします。
※保険料、割引率などをご契約の内容などによって異なります。
※特約のお取扱いにはエヌエヌ生命所定の条件があります。詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
※上図は商品の特徴を説明するためのイメージ図であり、加入の可否判断を目的とするものではありません。

割引 2

高額割引制度
保険金額が高額になるほど、保険料は割引されます。

主契約



※年金月額を変更した場合、変更後の年金月額に対して高額割引制度を適用します。

●お取扱いについて

ご契約年齢	15歳～75歳	年金月額	10万円～(単位：1万円)*
保険期間/ 保険料払込期間	5年～35年満了		

* 年金月額の上限は、ご契約時の年金現価に換算して9億円とします。なお、ご契約時の年金現価は保険期間により異なります。
※ 年金月額、ご契約年齢により診査が必要です。
※ 上記お取扱いには、エヌエヌ生命所定の制限があります。

生命保険のお手続きやご契約に関する相談・照会・苦情について

エヌエヌ生命サービスセンター 0120-521-513

[受付時間] 9:00～17:00
(土・日・祝日および12/31～1/3を除く)

法人・個人事業主がご契約者となる場合のご注意事項

- 商品パンフレット・設計書などの募集用資料では、参考として標準的な税務上の取扱いを記載しております。したがって、ご加入される法人・個人事業主によっては、記載した内容とは異なる経理処理が適用される場合がありますのでご注意ください。
- 商品パンフレット・設計書などの募集用資料に記載されている税務上の取扱いについては、資料作成時に施行中の税制を参照し、その税制が将来にわたって適用されることと仮定して記載しております。よって、将来的に税制の変更などにより、実際のお取扱いと記載されている内容が異なる場合がありますのでご注意ください。
- ご契約された保険商品について具体的に経理処理を行う場合は、税理士などの資格を持った専門家、または所轄税務署にご相談ください。エヌエヌ生命の募集人および社員に対して、税務に関するお問い合わせをいただいた場合には、ご説明時の税制に基づき、標準的な税務取扱いについてのみご説明いたします。
- ご検討・お申込みにあたっては「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」を参照のうえ、税務のお取扱いについてご留意すべき事項をご確認ください。

ご検討・お申込みに際しましては、「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。

商品パンフレットに記載の内容は、資料作成時のものです。

この商品はエヌエヌ生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。したがって、預金保険機構ならびに投資者保護基金の対象ではありません。今回の保険募集業務が、お客さまと銀行などの他のお取引に対し影響が及ぶことはありません。

〈引受保険会社〉

〈募集代理店〉

エヌエヌ生命保険株式会社

〒150-6144 東京都渋谷区渋谷2-24-12
渋谷スクランブルスクエア44F
TEL.03-6892-1986
<https://www.nnlife.co.jp>